

非正規差別なくせ裁判についての緊急要請書

平成29年(ネ)第1842号 損害賠償請求控訴事件
東京高等裁判所第17部民事部イ係

裁判長 川神 裕 殿
裁判官 松田 浩養 殿
裁判官 森 剛 殿

年 月 日

全国一般東京東部労組メトロコマース支部が2014年5月に起こした非正規差別なくせ裁判で、東京地裁は全国2000万人の非正規労働者への差別を容認する不当判決を言い渡しました。

私たちは地裁判決が非正規差別の実態をいかに見誤っているかを詳細に分析し、すぐさま東京高裁に控訴しました。3回の控訴審を経て、次回の第4回控訴審（11月19日(月)午後1:30～、812法廷)で結審となります。東京高裁は経営者側にたつのではなく、底辺で働く非正規労働者への差別をなくす公正な判決を出すべきです。人間として差別を許さないという立場で断固として正義の判決を書くよう強く要請します。

名 前	住 所

裁判官へ伝えたいこと

■集約：2018年11月10日

■送付先：郵送の場合には以下の宛先までお願いいたします

(以下の連絡先にあるメールの添付やファックスでも構いません)

〒125-0062 東京都葛飾区青戸3-33-3野々村ビル1階

全国一般東京東部労働組合 宛

■連絡先 全国一般東京東部労組メトロコマース支部

電話 03-3604-5983 FAX 03-3690-1154 メール info@toburoso.org